

## 平成21年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成21年9月4日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第46号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第47号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第48号 字区域及び名称の変更について  
日程第7 議案第49号 市道路線の認定について  
日程第8 議案第51号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第9 議案第52号 平成21年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第10 認定第1号 平成20年度本巢市水道事業会計決算について  
日程第11 発議第13号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（20名）

1番	黒田 芳 弘	2番	舩 渡 洋 子
4番	白 井 悦 子	5番	高 田 文 一
6番	高 橋 勝 美	7番	安 藤 重 夫
8番	道 下 和 茂	9番	浅 野 英 彦
10番	中 村 重 光	11番	村 瀬 明 義
12番	若 原 敏 郎	13番	瀬 川 治 男
14番	後 藤 壽 太 郎	15番	上 谷 政 明
16番	大 熊 和 久 子	17番	大 西 徳 三 郎
18番	戸 部 弘	19番	高 橋 秀 和
20番	遠 山 利 美	21番	鵜 飼 静 雄

---

### 欠席議員（なし）

---

### 欠 員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長 藤 原 勉                      副 市 長 小 野 精 三

教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷺 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	成 瀬 正 直	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	吉 村 太 志		

---

---

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号19番 高橋秀和君と20番 遠山利美君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により総務企画委員会の報告をいたします。

去る 8 月 26 日午前 9 時から、本庁舎 3 階第 1 委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員 7 名、議長を含む 7 名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷺見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者ほか関係職員の出席を求め、付託案件 1 件の審査をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第 45 号の審査をいたしました。

その後、総務企画委員会協議会に切りかえ、総務部関係として、財政状況の報告について、企画部関係として、もとバス実証実験の経過報告について、それぞれ担当課から説明を受け、質疑を行いました。

以上、報告いたします。

議長（後藤壽太郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

議長の命により文教福祉委員会からの諸般の報告をいたします。

平成21年8月28日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、提案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、成瀬教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査、協議案件2件について慎重に協議をいたしました。

初めに、現状建設進捗状況把握のため、仮称南部ふれあい会館の現地視察を行いました。

午前9時45分から、市民環境部関係の付託案件、議案第46号の審査、協議案件、議案第51号について協議をいたしました。

続いて、議会関係として、協議案件、薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の採択の取り扱いにつきまして協議をいたしました。

委員会としては、議会運営委員会において、日程に追加し、議案として取り上げていただくように決定をいたしました。

その後、文教福祉委員会協議会に切りかえ、健康福祉部関係といたしまして、本巢市新型インフルエンザ対策について、教育委員会関係として、電子黒板の機能及び使用方法について、それぞれ担当課から説明を受け、質疑を行いました。

以上、報告いたします。

議長（後藤壽太郎君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

9月1日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査、協議案件1件について慎重に協議をいたしました。

初めに、字区域及び名称変更箇所、市道認定道路箇所、本巢上水道浄水場の現状把握のため、現地視察を行いました。

引き続き、午前10時20分から、産業建設関係の付託案件、議案第47号、議案第48号、議案第49号の審査を行いました。

その他といたしまして、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業について、担当課から内容説明を受け、質疑を行いました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、認定第1号の審査、協議案件、議案第52号の協議をいたしました。

その他といたしまして、下水道事業計画について担当課から説明を受け、質疑を行いました。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

以上で、諸般の報告を終わります。

### 日程第3 議案第45号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第45号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第45号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となりました議案第45号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

さきの委員会におきまして、議案第45号を議題として、慎重に審議をいたしましたが、質疑はありませんでした。

討論を省略し、採決の結果、委員会では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第45号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(後藤壽太郎君)

日程第4、議案第46号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第46号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長(安藤重夫君)

それでは、報告いたします。

議案第46号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、慎重に審議いたしました。特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

議長(後藤壽太郎君)

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第46号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(後藤壽太郎君)

日程第5、議案第47号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第47号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結

果の報告を求めます。

委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託をされておりました議案第47号につきまして報告をいたします。

議案第47号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、慎重に審議をいたしましたが、特に質疑はございませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第47号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第6、議案第48号 字区域及び名称の変更についてを議題といたします。

議案第48号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託をされておりました議案第48号につきまして、御報告をさせていただきます。

議案第48号 字区域及び名称の変更について、慎重に審議をいたしましたが、特に質疑はございませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号 字区域及び名称の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第7、議案第49号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第49号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託されておりました議案第49号につきまして、報告をさせていただきます。

議案第49号 市道路線の認定について、慎重に審議をいたしました。特に質疑はございませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、報告をさせていただきます。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号 市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第51号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第8、議案第51号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第51号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第9 議案第52号（質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第52号 平成21年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第52号 平成21年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第10、認定第1号 平成20年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

認定第1号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託をされておりました認定第1号につきまして、報告をさせていただきます。

認定第1号 平成20年度本巢市水道事業会計決算について。

給水原価及び給水単価はどれくらいで見ているのかの委員からの質問に対しまして、平成20年度は有収水量1立方メートル当たり給水原価は112.6円、給水単価は101.3円との答弁でございました。

また、水道料金未収金はどのような状況かに対しまして、平成21年7月末現在で817万7,546円、未収金の回収はどのように行っているのかの質問に対しまして、未納者あてに、初めに督促状、未納のお知らせ、次に給水停止予告通知書、給水停止通知書をもって給水停止の手順で事務手続が行われているとの答弁でございました。

委員会では、認定第1号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、報告をいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

19番(高橋秀和君)

この詳細説明の折に、14ページの事業重要契約要旨の説明の中で、部長の方から、随意契約の中で補足の説明がございました。本来なら130万を超えるという契約の部類は随意契約じゃないけれども、工事の状況によって随契がふえたというような補足説明がありました。その点について、委員会で何か質疑があったかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

議長(後藤壽太郎君)

委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長(道下和茂君)

今の御質問に対しましては、委員会では質疑はございませんでしたので、担当部署の方より報告を願います。

[挙手する者あり]

議長(後藤壽太郎君)

19番 高橋君。

19番(高橋秀和君)

それじゃあ、お伺いをいたしますが、随意契約の場合に、どういった見積もりで随契をされていくのか。当初、この随契の段階で、この工事そのものが高くなるということの見積もり、査定ができない状況だったのかどうか。随契というのは、ある意味で競争入札と違いますので、金額が固定されてきた形の中で進んでいくんですね。こういった部分というのはこれからもあるのか、あるいは過去にあったのかも含めて、少し経緯をお知らせいただきたい。

議長(後藤壽太郎君)

杉山上下水道部長。

上下水道部長(杉山尊司君)

随意契約に対する御質問ですが、この件につきましては、・・・でも御説明をいたしました、高砂東部の区画整理のところと旧国道部分の連絡をつなぐ管でございまして、工事の施工中に旧の国道部分に擁壁が残っておった関係上、どうしても変更せざるを得ない状況になって、変更したものでございまして、当初の段階では130万以下の設計でありました。当初の段階では、2社、もしくは3社から見積もりをとって施工するようにしております。

[挙手する者あり]

議長(後藤壽太郎君)

19番 高橋君。

19番(高橋秀和君)

随意契約というのは、普通の一般競争入札とはちょっと違った様式になってくるんですね。これは、水道だけではなくて、随契というのは、見積もりが上がってきて、その金額に準じて行っていくだろうと思うんです。これ、総務部長にお伺いしますが、随契というのは、今、水道と同じよう

な形の中で、見積もりを何社かとった中で随契を行っていくのか。ある意味では、基準で決められている金額で随契をやっていくのか。あるいはもう委託する先を決めながら随契を行っていくのか、その点についてお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

鷲見総務部長。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、議員御質問の点にお答えをいたします。

今、上下水道部長が申し上げましたとおり、随契といえども、工事でございますので、130万ということが一般的に規定をされておりまして、その範囲内、指名競争、一般競争入札によらずに業者に発注していく小額の場合の特例的な規定だと考えております。その場合、どうしても公共工事でございますので良質な工事を安く行うということは当然なことございまして、決して1社による単独的な随契はないと。基本的には、申し上げましたように、2社、3社から見積もりをとって、その見積もりの最低価格をもって、基本的には契約をされるべきだろうというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

それでは、工事の件はそういう形ですね。では、物品購入もそうだと。あらゆる随契については、今、総務部長が説明された形というふうで理解してよろしいか、お伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

鷲見総務部長。

総務部長（鷲見良雄君）

物品についても基本的なスタンスとしては同様ございまして、一般競争入札とか指名競争入札によらない場合、いわゆる随意契約を行う場合も、当然税を原資として物品を購入していくという考え上、原則的には議員御指摘のとおりであると考えております。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第1号 平成20年度本巢市水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第11 発議第13号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第11、発議第13号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題といたします。

発議第13号について、提出者に説明を求めます。

提出者、4番 臼井悦子君。

4番（臼井悦子君）

発議第13号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について。

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について、別紙のとおり発案する。平成21年9月4日提出、提出者、本巢市議会議員 臼井悦子。賛成者、本巢市議会議員 村瀬明義議員、大西徳三郎議員、安藤重夫議員、鵜飼静雄議員、瀬川治男議員、舩渡洋子議員。本巢市議会議長 後藤壽太郎様。

読み上げて、提案にいたします。

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）。

平成20年1月の薬害肝炎訴訟の和解に伴って制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所において、カルテ、投薬証明等によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。

しかしながら、C型肝炎は、感染してから発症までに10年から30年を経過するのに、カルテの保存義務は5年のため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にある。裁判所において、国は医師の証人調べや過重な裏づけ証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済を一層困難にしている。

薬害C型肝炎患者を含むB型・C型肝炎約350万人のウイルス性肝炎患者は、進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がん、死への恐怖にさいなまれ、命を失う者も多数おり、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別・偏見を受けて、国の責任による救済を痛切に求めている。

よって、国会及び政府においては、衆参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記1．カルテがないC型肝炎患者についても、手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明、または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、特措法の適用による救済を図ること。

2．ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充を初めとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。

3．ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。

4．ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と、肝炎患者に対する社会的偏見・差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。

5．薬害再発防止策の構築を図ること。

6．総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年9月4日、本巣市議会議長後藤壽太郎。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣様。

以上の意見書を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議席へどうぞ。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第13号については、委員会付託を省略したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第13号を採決します。

発議第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第13号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意

見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第4回本巢市議会定例会を閉会いたします。

18日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前9時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員